

序

本塾大学名誉教授（法学部）の田口精一先生は、昨年の平成一六年一〇月八日午前一時一三分、ご病気のため逝去されました。享年七八才でした。

先生の訃報は、後日、奥様から電話で入りました。奥様は、「皆様をお騒がせしたくない」という田口の遺志で、皆様にお知らせすることなく、葬儀・告別式は近親者のみで執り行いました。生前、田口は、母校である慶應義塾大学法学部の教員として皆様と親しくお付き合いさせていただけましたことは、自分の人生においてこの上ない幸せであった、と皆様に深く感謝しております。是非このことを皆様にお伝えいただきたい」とお話しされました。

私が先生と最後にお目にかかったのは、亡くなられた年の暑い夏のことでした。その日、私は先生がご提出された博士学位請求論文『基本権の理論』の審査結果を直接ご報告申し上げようと、入院先の慶應病院にお見舞いかたがた伺いました。病室には奥様が付き添つておられましたが、先生は大変お元気でした。私が六月一八日に法学研究科委員会で論文審査が行われ、先生への博士学位の授与が決定いたしましたと申し上げると、大変お喜びになりました。「本当にありがとう」とおっしゃった後、先生は、「審査が、立派な学者に育ってくれた教え子の小林節君、大沢秀介君、そして君の三人に審査してもらえたことが、何よりもうれしく、また、とても光栄に思う」と言葉を付け加えられました。さらに、先生は、「入院が少し長引いて、足腰が弱っているので、これから

ら鍛え直して、学位授与式にはぜひ出席したい」とおっしゃって、その日をとても楽しみにしているご様子でした。

慶應病院でのこの一時間ほどのひとときが、先生とお話しする最後の機会となってしまいました。九月二九日の学位授与式当日、私は会場で先生をお待ちしておりましたが、結局、先生は来られませんでした。心配しておりましたところへ、奥様から先の電話があつたのでした。

先生が亡くなられて一ヶ月後、奥様のお許しをえ、法学部を代表して弔意を表するために先生のお宅を訪ねました。部屋一杯に蔵書、複写、ノートが山のように積み上げられていました。美濃部達吉、田上穰治、ニッパー・ダイ、クライン、デューリッヒ等々、先生が学問上影響を受けられた日独の著名な憲法学者たちの名前が次々と目に飛び込んできました。これらの書物の一冊一冊が先生の憲法学の体系全体の血肉になっているのかと思うと、なにか恐ろしくて手を触れることができませんでした。

先生は研究一筋に人生を生き抜いた方でした。私達には「十分な休養も仕事の一つ」とおっしゃりながらも、先生ご自身は、ご退職後も休むことなく最後までご研究に打ち込まれ、そのご研究の集大成として『基本権の理論』、『法治國原理の展開』、『行政法の実現』という三冊の大著を上梓されるや、すぐに旅立たれてしまいました。研究者として見事な生き方でした。

先生は優れた教育者でもありました。無心に学問に集中される先生の姿を見て多くの研究者が育ちました。私は、「研究会で直接に指導した学生が、現在では学者というのは、私にとって大きな喜びであり、また、自分の誇りにも感じます」という先生のお手紙をいただいたことを忘れません。

個人的なことを申し上げれば、学部の研究会（ゼミ）と大学院で先生から憲法のご指導を受けた頃の懐かしい思い出がつぎつぎと甦りますが、私はなによりも先生からものを考えるということはどういうことかを学び

ました。先生は、結論を急ぐことなく、ただ思索と議論を求めるだけでした。思索と議論はまた新たな問題を生み、それがまた思索と議論を誘発する。ゼミはこの繰り返しでした。最初は、こんなことを続けてどういう意味があるのだろうかと疑問に思つたこともありましたが、しだいにこれが苦しくも楽しく感じられるようになります。後年、このような境地に身を置くのが、ものを考へるということだと知りました。

翻訳のあり方についても教わりました。あるとき、先生の研究室に呼ばれ、突然、これを訳してみなさいと言われてびっくりしたことを覚えてます。来塾を予定されていたカール・ヘルマン・ウーレ教授のタイプで打った講演原稿で、後に先生の監訳で刊行された『ドイツ連邦共和国における公法の發展』でした。恐る恐る訳し始めましたが、先生は何もおっしゃらない。最後まで訳し終えたところで、先生は次のようにおっしゃいました。「原文に書いてある言葉はすべて訳し、また、書いていない言葉は絶対に付け加えないように」と。

最後になりますが、残された者としては、悲しみを乗り越え、先生から受けた学恩と温情に報いるために、先生が愛して止まなかつた慶應義塾の發展のために力を尽くすことを誓いつつ、心から先生のご冥福をお祈りしたいと思います。

一〇〇五年五月

法学部長 森 征一